

香川県広域水道企業団工業用水道事業給水規程及び香川県広域水道企業団行政財産使用料規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年9月13日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第3号

香川県広域水道企業団工業用水道事業給水規程及び香川県広域水道企業団行政財産使用料規程の一部を改正する規程
(香川県広域水道企業団工業用水道事業給水規程の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団工業用水道事業給水規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(料金の減免の額) 第18条 条例第10条の規定により料金を減免できる額は、次の各号に定める額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。 (1)～(3) 略	(料金の減免の額) 第18条 条例第10条の規定により料金を減免できる額は、次の各号に定める額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。 (1) 給水を制限した場合 基本使用水量に24分の制限時間数を乗じて得た水量から供給した水量を減じて得た水量に基本料金の料率を乗じて得た額 (2) 給水を停止した場合 基本使用水量に24分の停止時間数を乗じて得た水量に基本料金の料率を乗じて得た額 (3) 公益上特別の事由があると認める場合 その事由を調査した結果に基づき企業長が定める額

(香川県広域水道企業団行政財産使用料規程の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団行政財産使用料規程(平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規程は、 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条第3項の規定に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第225条の規定により行政財産の使用者から徴収する使用料及びその徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (使用料の減免) 第3条 略	(趣旨) 第1条 この規程は、 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条第3項の規定に基づき、行政財産の使用者から徴収する使用料及びその徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。</u> (使用料の減免) 第3条 企業長は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当

- (1)・(2) 略
 (3) 前2号に掲げる場合のほか、企業長が特別の理由があると認めるとき。

別表（第2条関係）

種別	金額（年額）
略	
建物	使用する建物の評価額に100分の6を乗じて得た額と土地の項に規定する額との合計額 <u>に100分の110</u> を乗じて得た額（1円未満の端数については、これを切り捨てた額）。当該使用部分に係る電気、水道、ガス、冷暖房及び清掃に要する費用並びに共益費等の実費に相当する額を加算することができる。
略	

備考

- 1 使用の目的、態様等の事情を考慮してこの表の規定により使用料を算出することが適当でないと企業長が認めるときは、その使用に係る使用料は、これらの事情を勘案して企業長が定める額とする。
- 2 略
- 3 使用期間が1月に満たない土地の使用料は、この表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 4・5 略

附 則

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の香川県広域水道企業団工業用水道事業給水規程の規定にかかわらず、この規程の施行の日前から継続して供給している水道の使用で、同日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金を減免できる額については、なお従前の例による。

する場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1)・(2) 略
 (3) 前各号に掲げる場合のほか、企業長が特別の理由があると認めるとき。

別表（第2条関係）

種別	金額（年額）
略	
建物	使用する建物の評価額に100分の6を乗じて得た額と土地の項に規定する額との合計額 <u>に100分の108</u> を乗じて得た額（1円未満の端数については、これを切り捨てた額）。当該使用部分に係る電気、水道、ガス、冷暖房及び清掃に要する費用並びに共益費等の実費に相当する額を加算することができる。
略	

備考

- 1 使用の目的、態様等の事情を考慮して別表により使用料を算出することが適当でないと企業長が認めるときは、その使用に係る使用料は、これらの事情を勘案して企業長が定める額とする。
- 2 略
- 3 使用期間が1月に満たない土地の使用料は、この表に規定する額に100分の108を乗じて得た額とする。
- 4・5 略